平成２０年（再ロ）第１２号
愛媛県西条市喜多川816番地９
再生債務者　矢原　修二
１　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年９月９日まで
４　一般異議申述期間　平成21年９月18日から平成21年９月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（再ロ）第１号
兵庫県丹波市氷上町下新庄191番地22
再生債務者　椙原　健五
１　決定年月日時　平成21年８月13日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年９月10日まで
４　一般異議申述期間　平成21年９月17日から平成21年10月１日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２１年（再ロ）第１０号
宮崎市祇園４丁目78番地１　第２祇園ハイツ402号
再生債務者　馬場しのぶ
１　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年９月10日まで
４　一般異議申述期間　平成21年９月24日から平成21年10月２日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１２号
宮崎市大塚町流合5056番地１　大塚住宅１―306号
再生債務者　熊ノ迫伸子
１　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年９月10日まで
４　一般異議申述期間　平成21年９月24日から平成21年10月２日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第５号
鹿児島市上福元町3482番地89
再生債務者　森園　直光
１　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年９月10日まで
４　一般異議申述期間　平成21年９月24日から平成21年10月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２０年（再ロ）第３７号
沖縄県那覇市字古波蔵192番地
再生債務者　金城　貴廣
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月30日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年９月７日まで
平成21年８月11日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第４号
宮崎市出来島町60番地５　21コスモ出来島202号
再生債務者　竹本　康博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年７月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月12日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２０年（再ロ）第１１号
滋賀県伊香郡高月町大字高月958番地１、旧住所沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1665番地の１　大城アパートＢ―302
再生債務者　大城　大輔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年７月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月11日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（再ロ）第６号
千葉県我孫子市並木５丁目６番16―609号
再生債務者　西谷　賢一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月12日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（再ロ）第１０００６号
神奈川県横浜市神奈川区子安通３―381
再生債務者　持永　勇治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再ロ）第１０１７２号
東京都練馬区石神井町２―８―８―202
再生債務者　小林　俊枝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再ロ）第１４１号
大阪府枚方市招提中町２丁目33番６号
再生債務者　綿山　愼二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。
１．基金の名称　中央コーポレーション厚生年金基金
２．事務所の所在地　名古屋市中区栄二丁目５番１号
３．設立事業所の名称及び所在地　株式会社中央コーポレーション　名古屋市中区栄二丁目５番１号
４．解散の理由　厚生年金保険法第145条第２項による。
５．解散認可年月日　平成21年８月11日
平成 21 年８月 24 日
名古屋市中区栄二丁目５番１号
中央コーポレーション厚生年金基金
理事長　槇田　武史

厚生年金基金清算人就任公告

平成 21 年８月 24 日
中央コーポレーション厚生年金基金
理事長　槇田　武史
当厚生年金基金は厚生年金保険法第145条第２項により解散しましたので、基金令第43条に基づき次のとおり公告します。
１．清算人氏名　十川　清一
２．住所　三重県桑名市長島町千倉367番地

東京都品川区公債償還公告

抽せんの結果、東京都品川区公債を次のとおり償還いたします。

銘　　柄	償 還 期 日	償 還 金 額	10 万 円 券	100 万 円 券	1000 万 円 券
平成11年度第１回	平成21年10月25日	73,300千円	19・20 24	19 23・24	16 ～ 22
平成12年度第１回	平成21年10月25日	87,500千円	６・12 28・54 65	86 ～ 92	24・25 66 ～ 69 86・87

平成 21 年８月 24 日　　品　川　区